

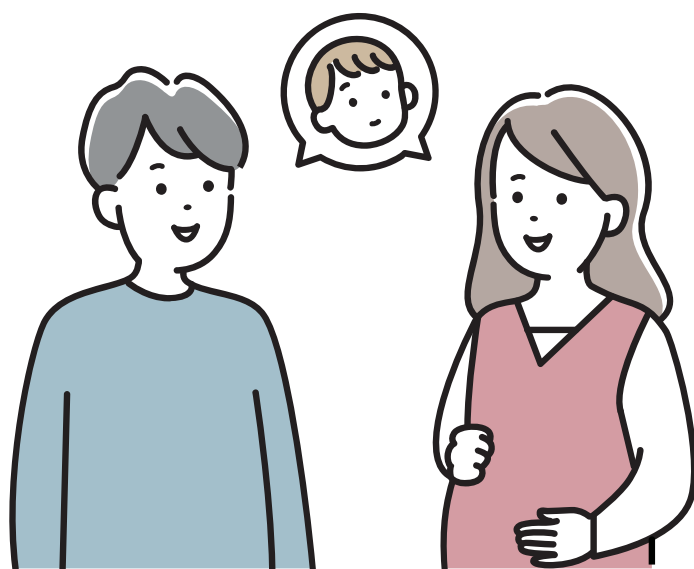
Q4. 産休中の収入はどんななの？

産前産後休業期間中及び妊婦健診等の時間の賃金の支払いは義務づけられておらず、会社の規定によります。

しかし、健康保険、雇用保険には、一定の要件を満たす者に休業前の賃金等の一定割合を支給する制度がありますので、確認しましょう。



	産前産後休業中の収入や負担
支給される手当金	健康保険制度で「出産手当金」が支給される。支給額は、休業1日につき標準報酬月額 ^(※) を基準とした日給の3分の2に相当する額。 ※ 1か月あたりの給料を一定の等級に区分したもの。 健康保険や厚生年金などの社会保険料を計算するときに使用されます。
健康保険料・厚生年金保険料	労使とも免除 健康保険は通常通り給付。 厚生年金の算定期間には保険料免除期間も含まれる。
雇用保険料	労使とも負担（無給の場合、負担なし）
労災保険料	使用者のみ負担（無給の場合、負担なし）



もっと知りたい! 詳しくはこちら

●働く女性の心とからだの応援サイト 妊娠出産・母性健康管理サポート トップページ
https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/index_bosei.html



●働く女性の心とからだの応援サイト 妊娠出産・母性健康管理サポート 「母健連絡カードについて」
https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/renraku_card/

